

平成 23 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成23年3月18日

開 議 午前9時30分

日程第 1	大岡議長	<p>おはようございます。</p> <p>議会開会前ですが、今回の東日本大震災で被害を受けられた方々に議員の皆さん方と共にお見舞いを申し上げたいと思います また、犠牲者を追悼して、黙とういたしたいと思います。</p> <p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>黙とう。</p> <p>黙とうを終わります。</p> <p>着席願います</p> <p>ただ今の出席議員は18名でございます。定足数に達しておりますので、会議を開きます。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。</p> <p>事務局長 青野進君。</p>
	青野議会 事務局長	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。</p> <p>次に、地方自治法第110条第5項、及び会議規則第14条第3項の規定に基づく委員会提出 議案2件を受理いたしました。</p> <p>次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	大岡議長	<p>議会報告を終わります。</p> <p>日程第1 本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。</p> <p>議会運営委員長 大西豊君。</p>
	大西豊議会 運営委員長	<p>議会運営委員会のご報告を申し上げます。</p> <p>3月15日午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果をご報告いたします。</p>

大西豊議会 運営委員長	それでは、お手元に、配布されております、議事日程第3号について、ご説明を申し上げます。	
	日程第1	議会運営委員会報告 議会運営委員長
	日程第2	会議録署名議員の指名
	日程第3	付託案件の委員長報告 総務常任委員長
	日程第4	付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
	日程第5	付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
	日程第6	政策充実特別委員会の委員長報告 政策充実特別委員長
	日程第7	議案第1号 まんのう町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について
	日程第8	議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について
	日程第9	議案第5号 吉野体育館条例の廃止について
	日程第10	議案第6号 まんのう町町民体育館条例の制定について
	日程第11	議案第9号 平成22年度まんのう町一般会計補正予算 案 第4号
	日程第12	議案第10号 平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 第3号
	日程第13	議案第11号 平成22年度まんのう町老人保健特別会計補正予算 案 第1号
	日程第14	議案第12号 平成22年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 第1号
	日程第15	議案第13号 平成22年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 案 第2号
	日程第16	議案第14号 平成22年度まんのう町診療所特別会計補正予算 案 第2号
	日程第17	議案第15号 平成22年度まんのう町下水道特別会計補正予算 案 第2号
	日程第18	議案第16号 平成22年度まんのう町水道事業会計補正予算 案 第2号
	日程第19	議案第17号 平成23年度まんのう町一般会計予算 案
	日程第20	議案第18号 平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計予算 案
	日程第21	議案第19号 平成23年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算 案
	日程第22	議案第20号 平成23年度まんのう町介護保険特別会計予算 案
	日程第23	議案第21号 平成23年度まんのう町診療所特別会計予算 案
日程第24	議案第22号 平成23年度まんのう町簡易水道特別会計予算 案	

	<p>大西豊議会 運営委員長</p>	<p>日程第 25 議案第 23 号 平成 2 3 年度まんのう町下水道特別会計予算 案 日程第 26 議案第 24 号 平成 2 3 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算 案 日程第 27 議案第 25 号 平成 2 3 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 案 日程第 28 議案第 26 号 平成 2 3 年度まんのう町水道事業会計予算 案 日程第 29 発委第 1 号 まんのう町議会基本条例の制定について 【即決をお願いします】 日程第 30 発委第 2 号 まんのう町政治倫理条例の制定について 【即決をお願いします】 日程第 31 閉会中の継続調査について</p> <p>以上の日程で、意見の一致を見、午前 1 0 時 5 分、委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>日程第 2</p>	<p>大岡議長</p>	<p>議会運営会の委員長の報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により議長において、1 4 番 大西豊君、1 5 番 川原茂行君を、指名いたします。</p>
<p>日程第 3</p>	<p>谷森総務 常任委員長</p>	<p>日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。</p> <p>総務常任委員長 谷森哲雄君。</p> <p>総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>3 月 9 日、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名と教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管担当課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。</p> <p>また、3 月 1 0 日、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名と議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管担当課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。</p> <p>3 月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 9 号、議案第 1 7 号、の 3 案件であります。</p>

<p>谷森総務 常任委員長</p>	<p>初めに、議案第9号 平成22年度まんのう町一般会計補正予算案 第4号、議案第17号 平成23年度まんのう町 一般会計予算案につきまして、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑等について報告がありました。その後、付託案件につき、本会議に引き続き、執行部より詳細説明を受け、各委員より質疑、意見がありました。</p> <p>議案第9号 平成22年度まんのう町一般会計補正予算案 第4号につきましては、委員より、公債費の減額理由についての質疑があり、執行部より、21年度に利子が5%以上の起債を繰上げ償還していた部分が、22年度の当初予算の償還額に含まれていたとのことでした。</p> <p>また委員より、財政調整基金の額についての質疑があり、執行部より、今の経済状態から考えると、33億円という数字は多い数字ではないと考える。国からの交付金も、これから先については、不透明なところがあるとのことでした。</p> <p>また委員より、自治会助成金の減額についての質疑があり、執行部より、事業の性質上、予算に余裕を持たせたいとのことでした。訂正いたします。予算に余裕を持たせていたとのことでした。</p> <p>また委員より、法人税増額の要因についての質疑があり、執行部より、予算の作成段階では相当減ると考えていたが、減らしすぎた結果になったとのことでした。</p> <p>また委員より、肺炎球菌ワクチン接種についての質疑があり、執行部より、23年度にて65才以上の対象者のほとんどが接種する予定であり、次年度以降においては対象者を検討中とのことでした。</p> <p>また委員より、財産運用収入の減額についての質疑があり、執行部より、利率が高いものに組み替えたため、現年度においては収入が少なくなるが、後年度においては多くなるとのことでした。</p> <p>議案第17号 平成23年度まんのう町一般会計予算案につきまして、委員より、防火水槽の設置希望箇所数についての質疑があり、執行部より、23年度設置の2基をいれて合計8基とのことでした。</p> <p>また、委員より、連結財務諸表作成支援業務委託料について質疑があり、執行部より、現在は町が業者にデーターを提出してみてもらっているが、平成25年度より、システムを購入し、町で作成するようになるとのことでした。</p> <p>また、委員より、消火器取替業務委託料について備品購入費ではないかとの質疑があり、執行部より、消火器の本数が多いため、設置場所への配達、設置、古い消火器の処分までお願いしているので、委託料に計上しているとのことでした。</p> <p>また、委員より、防災対策債についての質疑があり、執行部より、充当率が75%、交付税措置が30%とのことでした。</p> <p>また、委員より、公用車の管理についての質疑があり、執行部より、台帳はすべて総務課が管理しているが、車自体の管理は総</p>
-----------------------	---

<p>日程第 4</p>	<p>谷森総務 常任委員長</p>	<p>務課が 26 台、その他はそれぞれの課で管理をしているとのことでした。 また、委員より、税金の前納報奨金の対象についての質疑があり、執行部より、固定資産税のみが対象であるとのことでした。 議案第 1 号 まんのう町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定については、委員より、特別交付税の額についての質疑があり、執行部より、限度額 385 万円であるとのことでした。 以上、付託されました案件につき、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会、の報告を踏まえ、慎重に審査しまして次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第 1 号 まんのう町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について 全会一致で可 議案第 9 号 平成 22 年度まんのう町一般会計補正予算 案 第 4 号 全会一致で可 議案第 17 号 平成 23 年度まんのう町一般会計予算 案 全会一致で可 と、することとなりました。 以上が付託案件審査の報告です。</p>
	<p>大岡議長</p>	<p>また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはありません。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。教育民生常任委員の付託案件について委員長の報告を求めます。 教育常任委員長 高木堅君。 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げたいと思います。 3 月 3 日、4 日、委員 6 名、議長同席のもとに、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席のもとに、第 1 委員会室において、教育民生常任委員会を開催いたしましたわけでございます。3 月定例委員会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 10 号から議案第 14 号、議案第 18 号から議案第 21 号、議案第 25 号の 13 案件であり、本会議に引き続き、執行部より、詳細な説明があり慎重に審査を行ったわけでございます。</p>
<p>高木教育 民生常任 委員長</p>		

<p>高木教育 民生常任 委員長</p>	<p>議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正については、出産一時金の額についての質疑があり、執行部より、国民健康保険は医療が前提の制度であり、少子化対策は別に研究するべきであり、全国水準に合わせているとのことでございます。</p> <p>議案第5号 吉野体育館条例の廃止については、執行部より、議案第6号まんのう町町民体育館条例に含めて、一本化するとの説明がありました。</p> <p>議案第6号 まんのう町町民体育館条例の制定は、執行部より、使用料金については、吉野体育館条例をもとに判断をしたとの説明でございます。</p> <p>議案第10号 平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第3号については、出産一時金の額についての質疑があり、執行部より、ほとんどがルールに基づく、国、県への精算の事業実績に伴う変更であるとのことでございます。</p> <p>議案第11号 平成22年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案 第1号は、医療機関との医療費の節減の協議について質疑があり、執行部より、町は医療機関の使用薬剤、治療行為の精査をレセプト点検にて実施しているだけであり、県国民健康保険課が医師会と話をしているとのことでございます。</p> <p>議案第12号 平成22年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案 第1号については、執行部より、保険料徴収については、未納ではなく、いや未収については、未納ではなく、所得の低下等による減額であるとの説明でございます。</p> <p>議案第13号 平成22年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第2号については、執行部より、精査による減額との説明でございます。</p> <p>議案第14号 平成22年度まんのう町診療所特別会計補正予算案 第2号については、執行部より、酸素吸入器の購入、血液検査委託料、薬代、による増額との説明でございます。</p> <p>議案第18号 平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案について 健康診断についての質疑があり、執行部より、健康診断については保険者が実施するために、町は国民健康保険の加入者の方についての実施するとのことでございます。</p> <p>議案第19号 平成23年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案については、説明を受け審査を行いました。</p> <p>議案第20号 平成23年度まんのう町介護保険特別会計予算案について、一人当りの介護費用について質疑があり、執行部より、全体予算では、対前年比6%の減額であり、1人当りの介護費用についても減少傾向にあるとのことでございます。</p> <p>議案第21号 平成23年度まんのう町診療所特別会計予算案については、説明を受け審査を行ったわけでございます。</p> <p>議案第25号 平成23年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案については、満濃池上流域の江畑、五毛地区の家庭排水についての質疑があり、執行部より、浄化槽の設置を推進するために、その改修費の助成等の対策を検討するとのことござい</p>
------------------------------	--

<p>高木教育 民生常任 委員長</p>	<p>ございます。</p> <p>次に、平成22年度一般会計補正予算案、平成23年度一般会計予算案の教育民生常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いました。</p> <p>平成22年度の一般会計補正予算案については、委員より、肺炎球菌ワクチンの接種年齢についての質疑があり、執行部より、基本的には65歳以上としているが、予算の執行状況によっては60歳以上までの範囲の拡大を考えているとのことでございます。</p> <p>また、四条公民館増築設計委託料についての質疑があり、執行部より、町としての考え方を委託業者にしっかり伝えることが必要である。また、町全体で見ても委託料については、今後、見直していく必要があるとのことでございます。</p> <p>また、公民館施設管理運営費の減額理由についての質疑があり、執行部より、パソコン等事務機器のリース契約が年度途中でキャンセルなどによる減額とのことでございます。</p> <p>また、幼稚園管理運営費についての質疑があり、執行部より、最終的な決算期においては多少の違いはあるが、町内各幼稚園ども基本的部分においては同じ執行状況であるとのことでございます。</p> <p>平成23年度の一般会計予算案については、委員より、敬老会の開催方法についての質疑があり、執行部より、敬老会の開催については、去年の開催方法での予算の計上をしているが、現在も開催方法について協議しており、いい方法があれば23年度においても開催方法を変更するとのことでございます。</p> <p>また、放課後児童クラブの時間延長に伴う費用の増額についての質疑があり、執行部より、平日については指導員のシフトによりほとんど変更がないが、土曜日については、1日が925円の11時間で1人約1万円、それが3人の年間50日で約150万円の増額と考えでございます。</p> <p>また、小学校の管理運営費の子供1人当りの費用についての質疑があり、執行部より、小規模ほど単価が高くなる。仲南小学校では送迎バスがあるので高いとのことでございます。</p> <p>その他についても、質疑があり、執行部の答弁があり教育民生常任委員会関係部分については、おおむね委員も理解し了承したものと思います。</p> <p>付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次とおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <p>議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について 全会一致で可</p>
------------------------------	--

高木教育 民生常任 委員長	<p>議案第5号 吉野体育館条例の廃止について</p> <p>議案第6号 まんのう町 町民体育館条例の制定について</p> <p>議案第10号 平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 第3号</p> <p>議案第11号 平成22年度まんのう町老人保健特別会計補正予算 案 第1号</p> <p>議案第12号 平成22年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 第1号</p> <p>議案第13号 平成22年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 案 第2号</p> <p>議案第14号 平成22年度まんのう町診療所特別会計補正予算 案 第2号</p> <p>議案第18号 平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計予算 案</p> <p>議案第19号 平成23年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算 案</p> <p>議案第20号 平成23年度まんのう町介護保険特別会計予算 案</p> <p>議案第21号 平成23年度まんのう町診療所特別会計予算 案</p> <p>議案第25号 平成23年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 案</p>	<p>全会一致で可</p>
大岡議長	<p>と、することになったわけでございます。</p> <p>以上で付託案件審査の報告でございます。</p> <p>また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしましたわけでございます。</p> <p>以上で教育民生常任委員会の委員長報告にさせていただきます。</p>	
藤田議員	<p>これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長の報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑にはあります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>12番 藤田昌大君。</p> <p>委員長報告に対してですね、予算関連があるだろうと思いますし、新たな行事もあります。それらについて議論がなされたか、なされなかったかだけ、ちょっと質問したいと思います。1点目はですね、かりん健康センターの利活用についてであります。かりん健康センターについてはですね、かりん温泉を周囲の反対を押切ってですね、健康センターを作りました。そういった中でですね、幼医学の部分で乳幼児医療を中心にやるということが具体的になされましたし、3名ぐらいの職員が常備するというような報告であつたらうと思います。それはあの1点目はですね、その利活用について予算との関連でですね、どういう話がなされた</p>	

<p>藤田議員</p>	<p>か1点かりん健康センターについて。もう1点はですね国保全体に対する国保会計についてでありますけれども、今日も本日の担当箱の方にですね見直そうあなたの医療費ということで資料が入ってましたけれども、課長が変わりましてですね国保会計が非常に高いということで町民の皆さんに医療費の減額の努力をして下さいということですね、各地区へ担当者とまわっているようでもあります。それらについてですね、具体的な道筋が出たのか出ないのか、そしてまた1つには職員の場合は時間外になることも多分あるだろうと思います。そういった部分では職員の労働条件はどうなっているのか、そういった部分が私は非常に気になるところでありますので、この国保会計のですね医療費減額の課の努力に対してその委員会の中でですね、どういう質疑がでたのかちょっとお尋ねしたいと思います。もう1つは大変大きな問題になりました満濃中学校のですね生徒の部分の関連でありますけれども、やはり教育環境の整備が1番大事だろうと私は思っています。そういった中でですね予算とは関係なく多分、予算を立てた以降ですね、この予算がだされたと思いますので、それらについては多分、関係なかったと思いますけれども、新たにですねこの中学校の問題、香川県内でも大きな問題だろうと思っておりますし、中学生に聞きますとこれは日常茶飯事の問題やおっちゃんという答えが帰ってきました。そういった中でですね、やはりあの家庭と学校の在り方をですね、どういう議論をしたのかということがですね是非、大きな問題だったので議論されただろうと思いますので是非、それらの報告と教育長は一般質問の中でも改善の努力をすと言いましたけれども、具体的な話合いがなされたのか、なされなかったのか、その3点だけちょっと重大なですね、来年度に向かつては課題だろうと思っておりますので予算と絡むや絡まんやということも時期的にあると思いますけれども、そういう議論があれば委員会ですね報告の中へ是非、付け加えていただこう、それがですね町議会全体がですね、1つの問題に意識を持つということになるだろうと思いますので委員長さんの配慮をよろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>大岡議長 高木教育 民生常任 委員長</p>	<p>16番 高木堅君。 あのみず1点の保健センター、かりん温泉跡地についての分については十二分に今度保健センターとしての活用、機能を十二分に生かして頂きたいということ、また執行部もそれに町全体に充分活用できるように努力するというございます。尚、地域等に空いているときは地域の老人会の年に1、2回あろうかと思いますが、そのへんの時には日程、時間また会場の都合で貸していただくというような話も出ております。2点目の国保会計、国保についてですが担当の保険課長、竹林課長の方が大変、課長変わりました熱心に町民又は地域集会において大変、国保会計がとにかく減るようないろんな面で努力して頂いて、住民に分かって頂くような話をして頂いております。尚、1例をあげますと薬についてでも十二分に効果的には1つも変わらないので、できるだけジェネリック薬品を使って頂きたいというような強いそういった含めて各地区で機会あるごとに紹介で話を今後とも続けていくてくれるということでございます。尚、我々としてでも、そういう会合にもってでも、そういう努力を共々にしていっているわ</p>

高木教育 民生常任 委員長	<p>けでございます。尚、中学校の問題につきましては特に皆さん方も承知のとおり、ああいった我町での不名誉な事件がありました が、それについても学校また家庭等、父兄との密な連絡、また今回の件につきましては大変、家庭の中で学校の先生方の目の届か ない時間帯そういったことが大変問題にあるんでないかなと、その点も充分、今後、家庭も充分注意して頂きたいというよう な委員会で質疑があったときに、そういった教育委員会の方から説明がございました。今後PTA関係また学校共にそういった面 で我々も努力していく、また協力していく必要があろうかと思えます。以上で答弁終わります。</p>
大岡議長 藤田議員	<p>12番 藤田昌大君。 そういった部分でですね、喫緊の課題についてはですね、それぞれの委員会で中で充実した討議をしていってもらってですね是 非、委員長の中で議員の皆さんに報告して頂きたいと思っておりますので、よろしく今後ともよろしくお願ひします。ただ1点だけ教 育環境の整備についてということについてはですね、先般11日に満濃中学校の卒業式が挙行されまして10名のですね卒業生の中 に欠席者がいたんでないかなと思えます。ちょっと病気やその事由について2,3はいつもあるかな思うんですけども、満濃中学 校の10名の欠席者については、これは異常な事態でないかなと私は思いました。そしてその卒業式の挙行中ですね、ずっと喋っ ている女子生徒がですね3名か4名おってですね、向こう側の男子生徒との手話かなんかですね、そういった状況が非常に危惧 されて今回は町民の皆さんに言いますと、うちの娘の時は心配せんでええパトカーが待機しよったきん、まだましな方でしょ と、こういう保護者の意見があったんですよ。そういうことを考えますと、やはり中学校問題についてはですね、幼児教育からずつ ときちっとしていかなければ、大変な状況になるんでないかなという気がします。ですからやはり不登校とか、そういう部分につ いてはですね常時、教育民生常任委員会の方でチェックして頂いて、そういったことがないようにしていかなければ起こったから では遅いと思えますので、そういった中ではですね是非、教育民生常任委員会の中できちっと現状を把握していきながら改善方法 を教育委員会と話しながら、そしてまた学校の現場そしてまた保護者との話合いの場を持てるように是非、教育民生の中でですね 議論して頂くことをお願いして私の質問を終わります。以上です。</p>
大岡議長	<p>他に質疑はございませんか。</p>
本屋敷議員	<p>5番 本屋敷崇君。 特別会計の国民健康保険の方に1点だけ本会議初日でも質問はさせて頂いたんですけども、今回当初予算においてですね去年 に比べ6千万の一般財源からの増額繰入金というふうな形、また基金の方がだいぶん底をついていくというような状況ですけれど も今後、危惧されるのはですね、これからまた保険料の引上げがなるのではないかなというのが危惧されるんですけども、この間 の課長の話では保険料を2年前に引上げた時も個人所得が高くないことから保険料の増収には繋がらなかったというようなこと</p>

<p>日程第 5</p>	<p>本屋敷議員</p>	<p>がありまして、国保会計これから多分このままいけば一般会計からの繰入金がどんどん増えていくことが予想されるんですが今、現在、対応できる策としては何点かあるとは思いますが、善通寺市のように短期証を出さないで資格証だけにするとかですね、そういった対応とかも求められるようになってきたのかなと思われるんですけども、如何せん何分難しい手段ではあると思いますが、今年度におきましては課内において各世帯に医療費の削減を訴えていくという活動において、医療費の削減を試みるというような形の施策をとるしかないのかという部分だけ教えて頂ければありがたいと。</p>
	<p>大岡議長 高木教育 民生常任 委員長</p>	<p>16番 高木堅君。 大変これ財政に対して1番大きい予算であろうかと思いますが、そういった面で担当の竹林課長も我々も充分そういった点を先程も言ったように、投薬に関してでも、やはり予算的にもう皆がそれをやってくれりやすぐに億単位の金でそれがやっぱり減額になるという点をもう強く今の段階では、しているわけでございますので、藤田議員さん、本屋敷議員さん言われたよに、ただある分については教育と同等にやはり我々の委員会では十二分に委員さんの中で意見、気がついたことがあれば、どんどん言っていたいて尚、委員会で取上げていきたい、かように思います。1番これほんま簡単に委員会でもあったんですけども、簡単に思うんは結局、医者僕やも思うけど何べんも掛持ちをしてまうというのが、その分を1番こう認識をやっぱり各町民の医者に着かれる方がその点を認識して頂いたら1番これ効果が上がるんでないかなと私自身はそう思っております。以上です</p>
	<p>大岡議長</p>	<p>他に質疑はございませんか。 これをもって質疑を終了いたします。</p>
	<p>藤田建設 経済常任 委員長</p>	<p>日程第5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。建設常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 藤田昌大君。</p>
	<p>藤田建設 経済常任 委員長</p>	<p>建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 3月7日、8日、第1委員会室におきまして、委員6名と、議長同席し、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。 3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託された、案件は、議案第15号、議案第16号、議案第22号から23、24号、議案第26号の6案件であり、本会議に引き続き、執行部より、詳細説明がありました。 まず、議案第15号 平成22年度まんのう町下水道特別会計補正予算案 第2号については、執行部より、下水道工事箇所について地元住民との協議の結果、合併浄化槽での対応予定となったことによる減額との説明がありました。 議案第16号 平成22年度まんのう町下水道事業会計補正予算案 第2号については、消火栓設置工事費の減額についての質疑</p>

<p>藤田建設 経済常任 委員長</p>	<p>があり、執行部より、設置箇所が減ったのではなく、相対的に安価に設置できたとのことでありました。</p> <p>議案第22号 平成23年度まんのう町簡易水道特別会計予算案については、水道機械設備損害補償掛金についての質疑があり、執行部より、補償を受けると、翌々年の掛金が高くなるとのことでありました。</p> <p>議案第23号 平成23年度まんのう町下水道特別会計予算案については、資本費平準化債についての質疑があり、執行部より、借入金の返済が料金収入に見合った形で行えるように、施設の耐用年数を踏まえての上で、最初に行った地方債の返済財源として発行できる地方債とのことでありました。</p> <p>議案第24号 平成23年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案については、処理場施設保守点検委託についての質疑があり、執行部より、町内、町外業者合わせて6社の見積をして実施しているとのことでありました。</p> <p>議案第26号 平成23年度まんのう町水道事業会計予算案については、満濃池分水負担金について質疑があり、執行部より、満濃池より取水した水、1トン当り8円を満濃池土地改良区に負担金として支払をしているとのことでありました。</p> <p>次に、平成22年度一般会計補正予算案、平成23年度一般会計予算案の建設経済常任委員会関係部分について質疑を行いました。平成22年度一般会計補正予算案については、委員より、プレミアム商品券発行額についての質疑があり、執行部より、地域活性化交付金事業費の総額は決まっており、各事業の精査により予算計上したとのことでありました。</p> <p>また、委員より、戸別所得補償事業委託料の減額理由についての質疑があり、執行部より、水田協議会に委託しており、委託料の額の確定による減額であるとのことでありました。</p> <p>平成23年度一般会計予算案については、委員より、園芸かがわ産地構造改革総合対策事業の補助金についての質疑があり、執行部より、県が3分の1、町が6分の1の補助があり、2分の1が、地元負担になっているとのことでありました。</p> <p>また、委員より、中山間地域等直接支払制度の対象面積についての質疑があり、執行部より、対象面積については第2期が413haで、第3期が435haと増加しているとのことでありました。</p> <p>また、委員より、林業事業費の内容について質疑があり、執行部より、予算の中の委託料については町有林の造林等の委託で、補助金については民有林に対してのものであるとのことでありました。</p> <p>また、委員より、商工会館建設補助金についての質疑があり、執行部より、現在の会館は建築後36年を経過しており、耐震工事も行っていない。また、手狭で業務に支障をきたしており、新しい会館の建設に補助を行うことで商工業の振興を図るとのことでありました。</p> <p>その他についても、質疑、意見がありましたが、執行部の答弁があり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し</p>
------------------------------	---

藤田建設 経済常任 委員長	了承したものとされます。 付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次とおり決定いたしましたので会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。
	議案第15号 平成22年度まんのう町下水道特別会計補正予算案 第2号 全会一致で可
	議案第16号 平成22年度まんのう町水道事業会計補正予算案 第2号 全会一致で可
	議案第22号 平成23年度まんのう町簡易水道特別会計予算案 全会一致で可
	議案第23号 平成23年度まんのう町下水道特別会計予算案 全会一致で可
	議案第24号 平成23年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案 全会一致で可
	議案第26号 平成23年度まんのう町水道事業会計予算案 全会一致で可
	と、することとなりました。
	以上が付託案件の審査の報告です。
	また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。
	以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。
大岡議長	これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する、委員長報告を終わります。
	ただ今の委員長報告に対する質疑にはありません。
	質疑はありませんか。
	15番 川原茂行君
川原議員	高屋原の上水なんですけど当然これは満濃池から取水した水が大半でございます。照井地区からも水が入っておりますが満濃池の水が大半でございます。先程、教民の委員長の方からは住居に対しての処理方法これは執行部が検討してまいろうと、こういうご説明がございました。私が問いたいのは満濃池のすぐ西に新池という池がございます。新池の上流に西三田という池がございます。そちらからも水が入るわけですね。これは畜産関係、両者共、畜産関係がございます。江畑にもあるでしょうし、仲南地区の方にも西三田の上流にも畜産関係がございます。畜産関係の方からのいずれにいたしましても満濃池の水質浄化とういのが基本になってこうよいかと思う点で、そういう畜産関係ある意味で推進しなきゃならない問題でございますけども水質汚染についての協議がされたか、なかったか1点お伺いいたします。
大岡議長	12番 藤田昌大君。

日程第6	藤田委員長 藤田委員長	具体的な協議はなされておられません。ただ、満濃池に入ってする場合にはですね以上が発生すれば、こういう浄化施設がありますので、それを利用することになっておりますので、多分、町民の皆さんには関係はないと思います。ただ、施設そのものがですね保健所の委託でですね水質しておるかは日常的には聞いております。今回の委員会では具体的にはありません。以上です。
	大岡議長 川原議員	15番 川原茂行君 これちょっと委員長にちょっとお願いなんです、いずれにしてもオゾン層という巨費を投じてですね、水質浄化をして水道に使うと、これはやっぱり水質浄化が基本にならなければ、この巨費を投じた施設が短命に終わると、こういうことは理論的にそうなるわけですから、そういう問題を含めて今後の1つ検討課題として委員長にお願いしておいたらと思いますのでよろしくお願いいたします。
日程第7	大岡議長	ほかに質疑はございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
	大西豊 政策充実 特別委員長 大岡議長	日程第6 政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 政策充実特別委員会の、委員長の報告を求めます。 政策充実特別委員会委員長 大西豊君。 政策充実特別委員会の委員長報告を行います。 去る3月11日 午後1時30分から、第1委員会室におきまして委員全員の出席、議長の同席のもと政策充実特別委員会を開催いたしました。パブリックコメントの意見に対し協議し、その結果をまんのう町ホームページ、議会事務局にて公表することにしました。また、全会一致で委員会として3月議会に上程することとし、午後3時30分委員会を閉会いたしました。 以上で、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の、委員長報告に対する質疑にはありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。

<p>日程第 8</p>	<p>大岡議長</p>	<p>日程第 7 議案第 1 号 まんのう町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 1 号 まんのう町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 8 議案第 3 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 3 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。</p>
--------------	-------------	--

<p>日程第 9</p>	<p>大岡議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 9 議案第 5 号 吉野体育館条例の廃止についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 5 号 吉野体育館条例の廃止についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>日程第 10</p>		<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 10 議案第 6 号 まんのう町町民体育館条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 6 号 まんのう町町民体育館条例の制定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p>

<p>日程第 11</p>	<p>大岡議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、議場の時計で10時45分まで休憩をいたします。 (休憩 10時30分)</p> <p>休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 10時45分)</p> <p>日程第11 議案第9号 平成22年度まんのう町一般会計補正予算案 第4号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第9号 平成22年度まんのう町一般会計補正予算案 第4号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし)</p>
<p>日程第 12</p>		<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第12 議案第10号 平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第3号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。</p>

<p>日程第 13</p>	<p>大岡議長</p>	<p>これより、議案第 10 号 平成 22 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第 3 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 13 議案第 11 号 平成 22 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案 第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論には入りません。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。</p>
<p>日程第 14</p>		<p>これより、議案第 11 号 平成 22 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案 第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 14 議案第 12 号 平成 22 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案 第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論には入りません。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。</p>

<p>日程第 15</p>	<p>大岡議長</p>	<p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 1 2 号 平成 2 2 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算案 第 1 号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 5 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第 2 号を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p>
<p>日程第 16</p>		<p>これより、議案第 1 3 号 平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案 第 2 号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 6 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案 第 2 号を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p>

	大岡議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第14号 平成22年度まんのう町診療所特別会計補正予算案 第2号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第17		<p>日程第17 議案第15号 平成22年度まんのう町下水道特別会計補正予算案 第2号を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p>
日程第18		<p>これより、議案第15号 平成22年度まんのう町下水道特別会計補正予算案 第2号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18 議案第16号 平成22年度まんのう町水道事業会計補正予算案 第2号を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p>

	大岡議長	<p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第16号 平成22年度まんのう町水道事業会計補正予算案 第2号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
日程第19		<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第19 議案第17号 平成23年度まんのう町一般会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p>
日程第20		<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第20 議案第18号 平成23年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p>

<p>日程第 21</p>	<p>大岡議長</p>	<p>討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 18 号 平成 23 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 21 議案第 19 号 平成 23 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 19 号 平成 23 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。</p>
<p>日程第 22</p>		<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 22 議案第 20 号 平成 23 年度まんのう町介護保険特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p>

	大岡議長	<p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第20号 平成23年度まんのう町介護保険特別会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第23		<p>日程第23 議案第21号 平成23年度まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第21号 平成23年度まんのう町診療所特別会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第24		<p>日程第24 議案第22号 平成23年度まんのう町簡易水道会計予算案を議題といたします。</p>

	大岡議長	<p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第22号 平成23年度まんのう町簡易水道特別会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第25		<p>日程第25 議案第23号 平成23年度まんのう町下水道特別会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第23号 平成23年度まんのう町下水道特別会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第26		

<p>日程第 27</p>	<p>大岡議長</p>	<p>日程第 26 議案第 24号 平成 23年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 24号 平成 23年度まんのう町農業集落排水特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 27 議案第 25号 平成 23年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 25号 平成 23年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する、委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。</p>
---------------	-------------	--

<p>日程第 28</p>	<p>大岡議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 28 議案第 26号 平成 23年度まんのう町水道事業会計予算案を議題といたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 26号 平成 23年度まんのう町水道事業会計予算案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決であります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>日程第 29</p>	<p>大西豊 政策充実 特別委員長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 29 発委第 1号 まんのう町議会基本条例の制定についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>政策充実特別委員長 大西豊君。</p> <p>発委第 1号について提案説明をさせていただきます。</p> <p>まんのう町議会基本条例の制定について、別紙のとおり、地方自治法第 110条第 5項及びまんのう町議会会議規則第 14条第 3項の規定により、委員会として提出するものであります。提出理由としまして、地方分権の時代にあつて、地方議会の果たすべき役割と責任が増す中、これまで、先例や慣行にとらわれることなく、多様化する住民の意思やニーズを反映させるため、新たな試みに取り組むなど、地方議会並びに議会議員は、分権時代に相応しい的確な対応が求められている。まんのう町議会においても、現状を省みるとともに公正性・透明性の確保や町民に開かれた議会を目指し、議会改革、議会活性化を図らなければならない。まんのう町議会及び議会議員が、自ら積極的に議会活動及び議員活動の在り方や町民及び行政との関係を見つめ直しながら、議会の機能を十分に発揮し、与えられた役割と責任を果たしていくため、本条例の制定を意図し、ここに提出するものであります。</p>

	大岡議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑に、はいります。</p> <p>質疑は、ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>ただ今議題となっております、発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので委員会付託は、行いません。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>17番 谷森哲雄君。</p>
	谷森議員	<p>私は民主的な議会運営、開かれた議会が根本原則であり、このことは議会の構成及びその構成委員である議員の極めて常識的な範囲であります。我々は地方自治制度、地方自治法に基づき住民の立場で日常活動、理論と実践、検証を繰り返し議員各位が練磨されておるものと確信いたしております。このような事由で私はこの条例は必要ないということで反対の討論といたします。</p>
	大岡議長	<p>次に賛成討論。</p> <p>5番 本屋敷崇君。</p>
	本屋敷議員	<p>今の谷森議員さんの反対討論に対して賛成討論させていただきます。谷森議員さんいわくですね、常識的な範囲ということですが、平成12年の地方分権一括法を受け、今までの中央集権から地方主権へとシフトしています。そうなってきますと、必然的に地方議会占める役割がぜんらいに比べ、従来においては大きくなってきております。それに対応していくために多くの自治体が議会基本条例を制定しようとしているものであります。近々では宇多津町議会であったりとかですね、香川県の議会内においても議会基本条例制定へ向けた動きは行われています。なぜかと言えば先程、言われた様な常識的な範囲ではありますが議会という組織をどう効率的に運営していくかというための条例でありますので、原理原則は当然、谷森議員さんがおしゃるのがごもっともであり、今、皆さんそうして議会活動をされているものと思いますが地方分権、地方主権の中で議会が行政の中における役割を最大限に生かすための条例だと理解して頂ければ委員会としてはいいのではないかと思ひ、委員会の1人としましても賛成討論とさせていただきます。</p>
	大岡議長	<p>これをもって、討論を終了いたします。</p>

<p>日程第 30</p>	<p>大岡議長</p> <p>大西豊 政策充実 特別委員長</p> <p>大岡議長</p> <p>田岡議員</p>	<p>これより、発委第1号 まんのう町議会基本条例の制定についての件を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>起立多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第30 発委第2号 まんのう町政治倫理条例の制定についての件を、議題といたします。</p> <p>提出者から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>政策充実特別委員長 大西豊君。</p> <p>発委第2号について提案説明をさせていただきます。</p> <p>まんのう町政治倫理条例の制定について、別紙のとおり、地方自治法第110条第5項及びまんのう町議会会議規則第14条第3項の規定により委員会として提出するものであります。提出理由としまして、現在、国会においても、予ねてより懸案である、政治と金を取り沙汰され、国民に対して大きな政治不信を起こしています。また、地方においても同様の事件が後をたちません。これを受け300を越える多くの地方自治体が政治倫理条例を制定してきました。当条例は、町長をはじめ特別職、議員の政治倫理基準を定めることにより、地位や権限を利用し利益を図ることを防止、チェック機関としての政治倫理審査会の設置、町民の調査請求権の規定をしています。当町においても、町民全体の奉仕者である町長や議員、政治倫理を確立して、町民に開かれ信頼され公平・公正な町政運営を行うためには、政治倫理条例の制定が望まれます。多くの自治体が制定している事を勘案しても、政治倫理の確立は、現在の自治体には、すでに必要不可欠なものであると考えます。</p> <p>以上のような事から、本条例の制定を意図し提出いたします。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 田岡秀俊君。</p> <p>政策充実委員会の方につきましては、昨年夏より十数回にわたる慎重な議論におきまして審議されましたことに敬意を表したいと思っております。1点だけお伺いしたいんですけども、最初の委員長報告にも全会一致ということで今回、出されてきたということでありまして。最終的に様々な修正が加えられて最終案として今日、出されてきたと認識しておりますけれども確認の意味で最終案に対して反対の意見というのが委員会の中であつたかなかつたか、全会一致というふうなことでするので、その辺だけもう一度だ</p>
---------------	---	---

	<p>大岡議長 大西豊 政策充実 特別委員長</p> <p>大岡議長 三好議員</p> <p>大岡議長 大西委員長 大岡議長 三好議員</p>	<p>け確認させて頂きたいと思います。</p> <p>14番 大西豊君。 結論として全会一致でございます。この政策充実特別委員会はまとめて説明さしてもらいますと、前の議会で問題提起され前の議長提案による、まんのう町議会申合せ事項及び先進地における政治倫理条例の基本条例を原案として、これをたたき題として政策充実特別委員会を11回開催しました。その中におきましては色々なご意見が出ましたが、その間、専門家の意見、全員協議会の議員の意見を拝聴しながら、またその一方パブリックコメントによる意見の募集を行うなど多数の意見を取入れながら、まんのう町基本条例案また政治倫理条例案を作成し、3月議会に全会一致で上程するものであります。以上です。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>13番 三好勝利君。 今、委員長の方からパブリックコメントとありましたけど、総人口約二万、有権者一万七千でパブリックコメントの回答が、おそらく賛同者の回答だと思いますけど何名おいでたか、まずそれから質問いたします。</p> <p>14番 大西豊君。 議会基本条例については15名、政治倫理条例については11名です。以上です。</p> <p>13番 三好勝利君。 あまりにも数字が失礼ですけど微量であるのでびっくりしました。私せめて有権者が一万七千ですから一割で千七百、1%でも百云々という数になろうかと期待しておりましたけど先程、内容の説明がありましたように例えば一部の主権によって合議がなされていないということがあるんならば、この問題も数でいうならば、どういうふうにか考えるのか、それを委員長説明してもらいたい。先程どなたか言うたでしょうが、議員があれしたらいかん執行部あれしたらいかんと、そういう皆で合議してやるべきだと、そしたらこの条例が例えば一万七千の有権者の中で例えば八千とか九千、一万とあれば充分わかりますよ、15名と11名、これだけの方で出して頂いた方には失礼な言い方ですけど、これをとおしてやれば、そしたらまんのう町の場合はパブリックコメントでやれば何でもとおるんかと、例えば意見の賛成の意見が一万おつても、反対の意見が強くて百名ぐらいが押しまわったらとおるんかと、そういうふうな誤解を招きかねるような条例は私は慎むべきだと思います。それとやはりまんのう町合併して琴南、仲南と合併しましたが、我々が今本当に課せられておるのは中央集権から地方分権いうけど、地方分権はやっても、やれるところはいいですよ。名古屋の方にパフォーマンスが市長がやったけど。例えば4、5年前に自民党があれだけの大多数支持頂いた。ただし数年経てば、また、ひっくり返った。今度またどうなるか分からんと、こういうようなところ変わるとるような状態なんで</p>
--	---	---

	<p>三好議員 大岡議長</p> <p>三好議員</p> <p>大岡議長 大西豊 政策充実 特別委員長</p> <p>大岡議長</p> <p>谷森議員</p>	<p>すよ。はっきり言うて、京セラの稲盛会長の方は一代で</p> <p>13番 三好勝利君、ただ今は質疑の段階でありますので後で討論の機会がありますので、もし討論の内容であるのであれば後ほどお願いします。</p> <p>その内容を説明してくれといよんじゃ。%、15名、11名でいいんですかといよんじゃ。分からんのかこれが。ちょっと皆、真剣に考えほんま。委員長。</p> <p>14番 大西豊君。</p> <p>先程も答弁さして頂きましたが前の議会において問題提起され、またその当時の議長が申合せ事項として今後の課題として新しい議会の中での問題提議あります。そういう中においてパブリックコメント制度の中で本当に件数は少なかったですけど建設的な意見だったと思いますし、そういうことを踏まえて先程申しましたけど専門家また全員協議会等々で情報を公開しながらした結果の今回の議案提出でございますのでよろしく願いいたします。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので委員会付託は、行いません。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>17番 谷森哲雄君。</p> <p>我国には日本国憲法があり法律があります。六法、憲法、民法、商法、刑法、民事、刑事訴訟法があります。日本は自由と民主主義の国であります。政治活動、信仰の自由また内心の自由もあります。私達は憲法、法律により公平公正、社会秩序が保たれております。この政治倫理条例も憲法法律の範中内であります。前議案の議会基本条例の反対討論をいたしました、これを置換えた立場で相反提示で反対いたします。重ねて申し上げますが議会は最も民主的な方法、住民の直接選挙で選ばれております。これが議会であり議員であります。私達議員は倫理性、品性を持って活動いたしておるものと確信いたしております。したがって私は条例の必要性はないということで反対の討論といたします。</p> <p>次に賛成討論。</p>
--	---	--

<p>日程第 31</p>	<p>大岡議長 大岡議長 本屋敷議員</p> <p>大岡議長</p> <p>末武議員</p> <p>大岡議長</p>	<p>5 番 本屋敷崇君。</p> <p>委員の 1 人としてもですが賛成討論させていただきます。少し谷森議員さんにも言っておきたいところではありますが、条例を読んで頂ければ分かるんですけども、この条例ですけども情報公開法の一部であると考えて頂ければありがたい。2 分の 1 以上の請負業務を受けた場合にはですね、それを発表しなければいけないというようなものです。また請負辞退することは可能であり、請負を辞退することになれば、また発表するというものでありますから、請負を辞退することを強要するものではありません。この発表を受けて議員の資格を決めるのは刑法でもありませんし、選挙という住民の皆さんによって決めるものであります。ですからこの条例は情報公開の一部であると考えて頂ければ何ら問題がないのではないかと思います。今、現在、政治の世界においても色々なことが取りざされておりますが、こういった情報公開をすることによって住民の皆さんに私たちとしては信託を仰ぐべきではないかということもありますので情報公開の一部であるという考えのもと賛同して頂ければ幸いです。</p> <p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、発委第 2 号 まんのう町政治倫理条例の制定についての件を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>起立少数であります。</p> <p>よって、本案は否決されました。</p> <p>ここで、暫時休憩をお願いいたします。</p> <p>(賛成)</p> <p>ただ今、末武議員から休憩の動議が提出され所定の賛成者がありましたので動議は成立いたします。</p> <p>休憩の動議を議題とし採決いたします。</p> <p>この採決は起立によって行います。</p> <p>動議のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。</p> <p>起立、多数です。</p> <p>したがって休憩の動議は可決されました。</p> <p>ここで、暫時休憩といたします。 (休憩 1 1 時 2 5 分)</p> <p>休憩を戻しまして会議を再開いたしたいと思っております。 (再開 1 3 時 0 0 分)</p>
---------------	--	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月18日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--